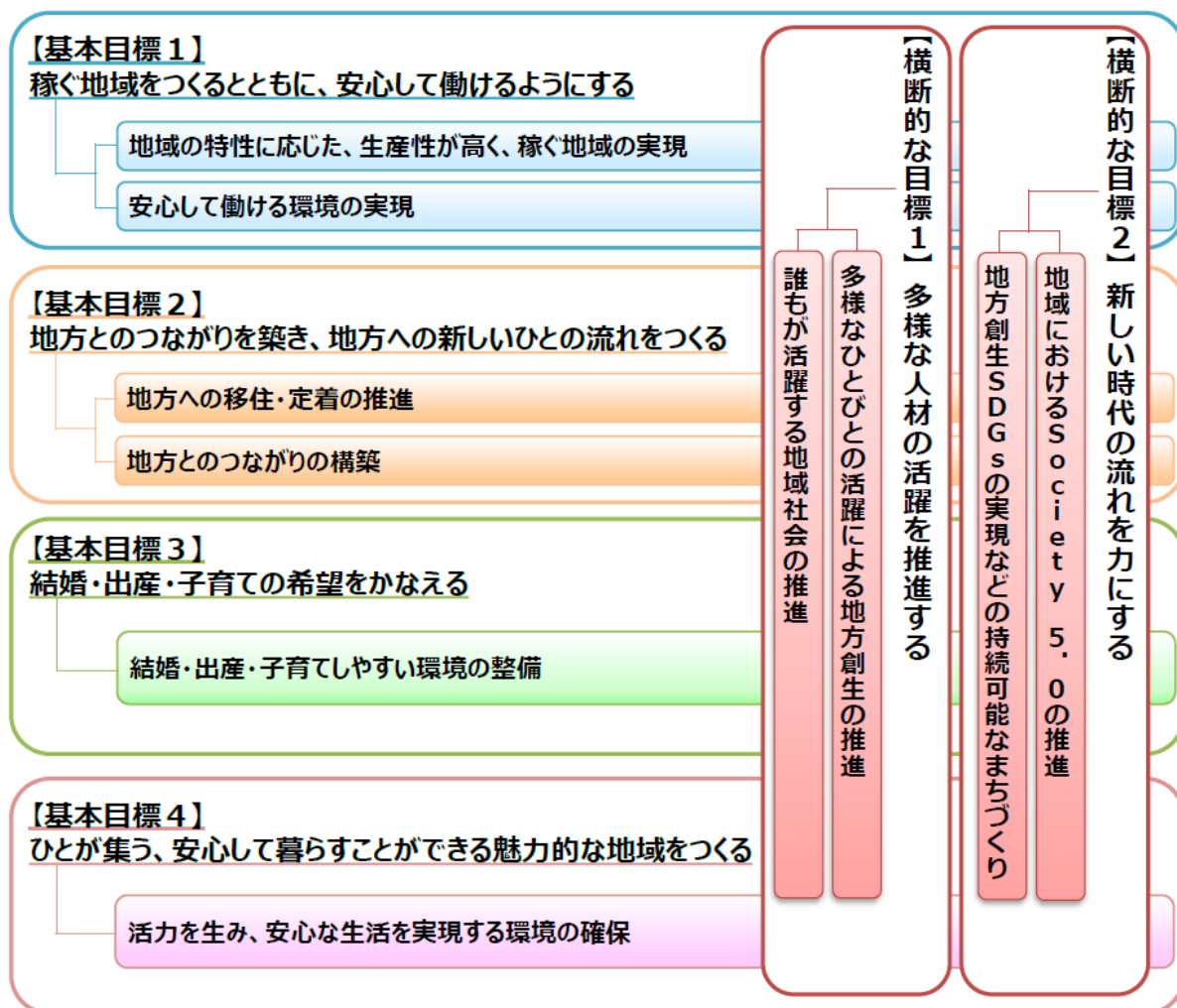


第 2 期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」

令和元年 12 月 20 日

第2章 第2期における施策の方向性

将来にわたって「活力ある地域社会」の実現と、「東京圏への一極集中」の是正を共に目指すため、第1期の成果と課題等を踏まえて、第1期「総合戦略」の政策体系を見直し、以下のとおり、次の4つの基本目標と2つの横断的な目標の下に取り組むこととする。



(1) 横断的な目標の追加

(多様な人材の活躍を推進する)

地方創生が点の取組から面の取組に広がり、真に継続・発展していくためには、域内外にかかわらず、地域に関わる一人ひとりが地域の担い手として自ら積極的に参画し、地域資源を活用しながら、地域の実情に応じた内発的な発展につなげていくことが必要である。このため、多様な人材が活躍できる環境づくりを積極的に進める。

また、活気あふれる地域をつくるため、若者、高齢者、女性、障害者、外国人など、誰もが居場所と役割を持ち活躍できる地域社会を目指す。

(新しい時代の流れを力にする)

Society 5.0の実現に向けた技術（以下「未来技術」という。）は、自動化により人手不足を解消することができるとともに、地理的・時間的制約を克服することが可能であり、例えば、自動走行を含めた便利な移動・物流サービス、オンライン医療やIoTを活用した見守りサービス等により、高齢者も含め、利便性の高い生活を実現し、地域コミュニティの活力を高めることができる。このように、未来技術は、まち・ひと・しごとのあらゆる分野において、住民の生活の利便性と満足度を高める上で有効であり、地域の魅力を一層向上させることができる。そして、どの地域にも未来技術の活用のチャンスがある。特に、課題を多く抱える地方においてこそ、導入を進めることが重要であることから、地方における未来技術の活用について強力に推進する。

また、持続可能な開発目標（SDGs）⁽¹⁷⁾は、全ての関係者の役割を重視し、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指して、経済・社会・環境を巡る広範な課題解決に統合的に取り組むものである。国、地方公共団体等において、様々な取組に経済、社会及び環境の統合的向上などの要素を最大限反映することが重要である。したがって、持続可能なまちづくりや地域活性化に向けて取組を推進するに当たっても、SDGsの理念に沿って進めることにより、政策全体の全体最適化や地域課題解決の加速化という相乗効果が期待でき、地方創生の取組の一層の充実・深化につなげることができる。このため、SDGsを原動力とした地方創生を推進する。

⁽¹⁷⁾ Sustainable Development Goalsの略であり、2015年9月の国連サミットで採択された2030年を期限とする、先進国を含む国際社会全体の17の開発目標。また、「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」（平成28年12月22日第2回持続可能な開発目標（SDGs）推進本部決定）（令和元年12月20日改定）において、政府及び各ステークホルダーは、各種計画や戦略、方針の策定や改訂に当たっては、SDGsを主流化することとされており、実施のための主要原則の1つに「包摂性」が示されている。

(2) 基本目標の見直し

(基本目標2：「地方とのつながりを築く」観点の追加)

地域に住む人々だけでなく、地域に必ずしも居住していない地域外の人々に対しても、地域の担い手としての活躍を促すこと、すなわち地方創生の当事者の最大化を図ることは、地域の活力を維持・発展させるために必要不可欠である。このため、地域外から地域の祭りに毎年参加し運営にも携わる、副業・兼業で週末に地域の企業・NPOで働くなど、その地域や地域の人々に多様な形で関わる人々、すなわち「関係人口」を地域の力にしていくことを目指す。

関係人口は、その地域の担い手として活躍することにとどまらず、地域住民との交流がイノベーションや新たな価値を生み、内発的発展につながるほか、将来的な移住者の増加にもつながることが期待される。また、関係人口の創出・拡大は、受入側のみならず、地域に関わる人々にとっても、日々の生活における更なる成長や自己実現の機会をもたらすものであり、双方にとって重要な意義がある。このため、第2期においては、地方とのつながりの強化に向けて、地域に目を向け、地域とつながる人や企業を増大させることを目指す。

(基本目標1、4：「ひとが集う、魅力を育む」観点の追加)

地方において人手不足の状況にある中で、多くの若者が就職の機会を捉えて東京圏に集まってきている状況を踏まえると、単に雇用を創出することにとどまらず、稼げる地域をつくり、賃金ややりがいの面で魅力的なしごとの場を地方に創出する必要がある。また、東京等との地域格差の改善等に向け、地域における所得の向上を実現することが重要である。

加えて、その地域に訪れ、住み続けたいと思えるような地域をつくるためには、豊かな自然・文化の中で暮らしたい、人々とつながりに恵まれた地域で暮らしたいといった、人々の様々な希望をかなえる「まち」の魅力をつくることが重要である。このため、他の地域との連携の視点を持ちながら、質の高い暮らしのためのまちの機能の充実に取り組む必要がある。その際、地域の経済社会構造全体を俯瞰して、空き家や廃校などの地域資源を最大限に活用し、新たな価値を創造することが重要である。

横 1-2 誰もが活躍する地域社会の推進

(1) 誰もが居場所と役割を持つ地域社会の実現

女性、高齢者、障害者、就職氷河期世代の方々など誰もが居場所と役割を持ち、活躍する地域社会をつくることが重要である。

このため、誰もが活躍できる地域の実現に向けて、年齢や障害の有無等を問わず、誰もが交流できる多世代交流の場づくりや、能力を活かして地域社会の中で活躍できる新しい働き方の確立など、誰もが居場所と役割を持ち、つながりを持って支え合う地域づくりに向けた取組について、地域福祉、疾病・介護予防、健康増進、まちづくり、住宅、人材養成、雇用など関連する施策を効果的に活用する等して総合的に推進する。あわせて、共生社会の実現を図るため、心のバリアフリー⁽⁴⁶⁾とユニバーサルデザイン⁽⁴⁷⁾の街づくり⁽⁴⁷⁾の取組を推進する。

①新たな全世代・全員活躍型「生涯活躍のまち」の推進強化

活気あふれる温もりのある地域をつくるため、女性、高齢者、障害者、ひきこもりの方など、一人ひとりが個性と多様性を尊重され、支援する側とされる側が可変的となり、それぞれの希望に応じて、それぞれの持つ能力を発揮し、生きがいを感じながら暮らすことができる地域コミュニティの実現が不可欠である。

こうしたコミュニティの実現を図る手段として、「生涯活躍のまち」の位置付けを見直し、抜本的な強化を図る。具体的には、これまで中高年齢者の移住に重点が置かれていた「生涯活躍のまち」について、全世代を対象とし、制度の縦割りを超え、誰もが居場所と役割を持つ「ごちゃまぜ」のコミュニティづくりを推進する施策としてその位置付けを抜本的に見直すとともに、「関係人口×生涯活躍のまち」といった視点を踏まえ、都市部との人材循環を通じたコミュニティへのひとの流れづくりや、官民連携による事業モデルづくりなど安定的・継続的なコミュニティの事業運営基盤の確立に向けた取組を推進する。特に、こうしたコミュニティには、「交流・居場所」、「活躍・しごと」、「住まい」、「健康」といった機能が求められることから、こうした機能を効果的に事業化する手法などについて、地方公共団体や事業者などの関係者向けのガイドラインを策定・周知する。

また、「生涯活躍のまち」に関するアドバイザーやプロデューサー役となる人材を養成するとともに、中間支援組織の普及や関係各省庁の施策を総合的に活用するなど、各地域の全世代・全員活躍型「生涯活躍のまち」づくりの取組に対する重層的な支援体制の強化を図る。

さらに、全世代・全員活躍型「生涯活躍のまち」を普及促進するための推進計画を策定するなど、関係省庁が一体となってその着実な展開を図る。

⁽⁴⁶⁾ 様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めること。

⁽⁴⁷⁾ 身体障害、知的障害、精神障害等の様々な障害のある人も移動しやすく生活しやすい街づくり。

図 40 新たな全世代・全員活躍型「生涯活躍のまち」に求められる機能



②官民連携による女性、高齢者、障害者、就職氷河期世代の方々等の新規就業及び社会参加の促進等

現在職に就いていない女性、高齢者、障害者等の就業や社会参加の希望をかなえるため、その方々への支援を官民が一体となって進める。具体的には、民間のノウハウを活かし、支援対象者の掘り起こし、企業の職場環境改善、マッチングなどの一連の取組を官民連携プラットフォームの下で行う都道府県の取組を促進するとともに、サテライトオフィスやコワーキングスペースの整備など市町村や企業における関連する取組等の推進を図る。また、就職氷河期世代の方々活躍の場を広げるため、就職氷河期世代支援プログラム⁽⁴⁸⁾に基づき、就労や社会参加などの支援に3年間で集中的に政府を挙げて取り組む。

③地方就労・自立支援事業等を通じた「活躍推進型就労」の展開

誰もがその能力を活かし、本人の希望に応じて働くことができるような地域社会の実現に向けて取り組む必要がある。

ひとり親家庭、若年無業者等の地方におけるワーク・ライフ・バランスのとれた就労・自立を支援する地方就労・自立支援事業の推進や、地域の企業や地方公共団体における女性活躍の推進、障害の特性に応じた就労支援・農福連携等を通じ、誰もがその能力を活かし、本人の希望に応じて働くことができるようにする「活躍推進型就労」の展開に取り組んでいく。

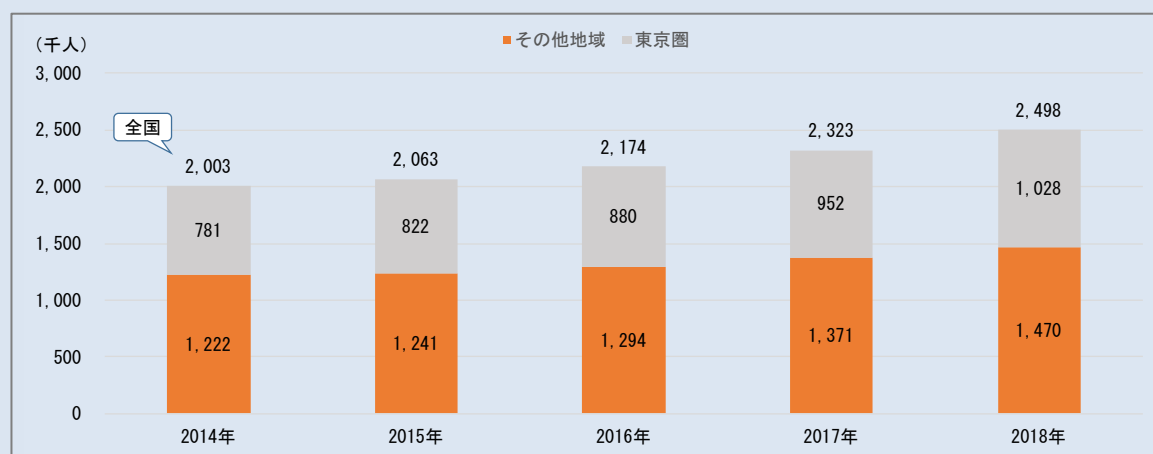
(2) 地域における多文化共生の推進

近年、地方における外国人人口が増加している中、新たな在留資格として「特定技

⁽⁴⁸⁾ 経済財政運営と改革の基本方針 2019（令和元年6月21日閣議決定）において取りまとめ。

能」も創設され、地域における新たな担い手として、外国人材の更なる活躍が期待される。一方で、特定技能外国人の大都市圏等への集中の防止も図る必要がある。

図 41 全国及び東京圏を除く地方の外国人人口の推移



(出典) 総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」

このような状況を踏まえ、外国人材がその能力を最大限に発揮し、地域における新たな担い手として定着できるよう、外国人材に対する積極的な受入支援や共生支援を行うことが重要である。

このため、外国人材が地域の担い手として定着できるよう、外国人を孤立させることなく、社会を構成する一員として受け入れていくという視点に立ち、外国人材の受入支援や共生支援などについて優良事例の収集・横展開を行うとともに、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組を引き続き支援する。さらに、外国人材と地方公共団体の円滑なマッチング等を支援し、地方公共団体における外国人材の活躍を促進する。

【重要業績評価指標】

横 1－1 多様なひとびとの活躍による地方創生の推進

<考え方>

地方公共団体の力だけではなく、NPO、企業などの多様な主体と連携・協働して地方創生の更なる深化を図る。

■地域再生法等に基づき指定されている NPO 法人等の数⁽⁴⁹⁾

150 団体（2024 年度）

※現状：110 団体（2019 年）

横 1－2 誰もが活躍する地域社会の推進

<考え方>

地域に多様な人材を確保するため、誰もが活躍する地域社会の実現に取り組む。

■女性（25～44 歳）の就業率

82%（2025 年）

※現状：76.5%（2018 年）

■65～69 歳の就業率

51.6%（2025 年）

※現状：46.6%（2018 年）

■障害者の実雇用率

2.3%（2022 年）

※現状：2.05%（2018 年）

■誰もが居場所と役割を持つコミュニティの要素を取り込んだ全世代・全員活躍型の「生涯活躍のまち」に関する構想等を策定している地方公共団体数

200 団体（2024 年度）

⁽⁴⁹⁾ 地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）に基づき地方公共団体が指定する地域再生推進法人、都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）に基づき市町村が指定する都市再生推進法人及び中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号）に基づき市町村が指定する中心市街地整備推進機構の数の合計。

付属文書

政策パッケージ

横 1-2 誰もが活躍する地域社会の推進

(1) 誰もが居場所と役割を持つ地域社会の実現

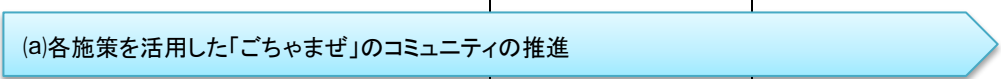
i 誰もが活躍できるコミュニティの形成

(a)年齢や障害の有無等を問わず誰もが交流できる地域共生型による多世代交流の場づくりやコミュニティとの関係も視野に入れた住まいの場づくりなどにより、制度の縦割りを超え、「ごちゃまぜ」のコミュニティづくりを推進する。

こうした取組の推進に当たっては、「生涯活躍のまち」の推進はもとより、地域福祉や健康関連の施策、地方就労・自立支援事業、2019年12月に改正された地域再生法に基づく地域住宅団地再生事業、まちづくりなどの施策、農業や商工施策、雇用関連の施策等を制度横断的に総合的に活用する。

(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局)

■工程表

	2020年度	2021年度	2022～2024年度
取組内容	(a)各施策を活用した「ごちゃまぜ」のコミュニティの推進 		

ii 新たな全世代・全員活躍型「生涯活躍のまち」の展開—誰もが活躍するコミュニティづくりの観点からの見直し・強化 (制度の縦割りを超えた「ごちゃまぜ」コミュニティづくりの推進等)

(a)誰もが居場所と役割を持つコミュニティづくりを強かに推進する施策として、「生涯活躍のまち」について必要な見直しと強化を図り、その徹底活用を図る。具体的には、これまで中高年齢者の移住に重点が置かれていた「生涯活躍のまち」について、有識者による検討結果等に基づき、移住者や関係人口と地元住民双方を対象とした「誰もが居場所と役割を持つコミュニティづくり」の推進や企業と連携した都市と地方との間の人材循環の推進などの観点を踏まえ、その位置付けを見直すとともに、施策の対象とする年齢層についても、中高年齢者に限らず、全世代型に拡充を図ることとし、国によるガイドラインや推進計画の策定など、そのために必要な措置を講ずる。

特に、それぞれの「生涯活躍のまち」における「誰もが居場所と役割を持つコミュニティ」推進に当たっては、個々の施設というよりも、エリア全体の魅力向上や空間デザインという点を視野に入れ、「活躍・しごと」、「交流・居場所」、「住まい」、「健康」などの必要な機能の確保が図られるよう、国が定めるガイドライン等に明確化するとともに、関係省庁により構成される支援チームを活用するなどし、住宅、福祉、健康づくり、就労支援、まちづくりなど、あらゆる施策を分野横断的、総合的に活用し、関係省庁が連携した支援を行う。

(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、文部科学省大臣官房政策課、総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課、高等教育局高等教育企画課、厚生労働省

社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、地域福祉課生活困窮者自立支援室、老健局高齢者支援課、振興課、職業安定局高齢者雇用対策課、障害者雇用対策課、経済産業省地域経済産業グループ地域経済産業政策課、商務・サービスグループヘルスケア産業課、国土交通省住宅局住宅政策課、安心居住推進課、土地・建設産業局不動産業課、都市局都市政策課)

- (b)誰もが能力を活かしてコミュニティの中で活躍できる新しい働き方を推進するため、新たな活躍推進型の就業支援モデルの確立と普及を図る。その際、都市部の企業等の業務プロセスの見直しや ICT の活用等により、地方のサテライトオフィス等で都市部の企業の業務を受託するなど付加価値の高い仕事を増やす方策を、女性・高齢者等新規就業支援事業における官民連携プラットフォーム等を活用することなどにより推進する。

(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣府地方創生推進事務局)

- (c)フレイル対策等を含めて、いつまでも健康で活躍できるモデルの普及や、健康ポイントの活用などコミュニティビジネスとも関連させた健康推進事業の普及を図る。

(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局)

- (d)障害者等による文化芸術活動について推進を図る。

(文化庁地域文化創生本部)

(安定的な事業基盤の確立)

- (e)安定的・継続的にコミュニティの運営が図られるよう、これまでの調査研究事業の成果等も踏まえつつ、地域再生推進法人を含む「生涯活躍のまち」に関する事業運営を担う中核的な法人に対する支援策の具体化を図る。

その際、マネジメント人材の確保、公有財産や公的事業の活用、空き家や空き店舗、未利用農地など地域の遊休資産の活用方策や官民連携による事業運営モデル、政府系金融機関などによる公的融資、民間金融機関による融資、企業版を含むふるさと納税、クラウドファンディングの活用などの資金調達などについて調査研究を行い、その在り方について検討するとともに、関係省庁や関係機関とも連携し関連する施策を活用した支援を行う。

(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局)

- (f)「生涯活躍のまち」の中核的な機能を担う多世代交流の拠点の場などで、介護保険と障害福祉の両制度において創設された共生型サービスを始めとした各種福祉制度を活用すること等を通じて、地域の実情に合った多世代・多機能型の総合的な福祉サービスの実現を推進する。また、こうした取組を更に推進する観点からも、地域づくりに向けた支援などを一体的に市町村が実施する新たな事業の創設について、法改正を含め検討する。

(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、厚生労働省社会・援護局地域福祉課、

地域福祉課生活困窮者自立支援室、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、老健局振興課)

(コミュニティへのひとの流れづくり)

- (g)関係人口の創出・拡大に向けた取組の一環として、東京圏の人材と「生涯活躍のまち」に取り組む地方公共団体等とをつなぎ、循環させる仕組みにより、地域との交流等による地域課題解決に貢献するモデルの普及やそのための基盤として企業と地方公共団体を効果的にマッチングさせるプラットフォームの構築等具体的な仕組みづくりに向けた検討を行う。

(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局)

(新たな「生涯活躍のまち」推進に向けた支援体制の強化)

- (h)新たな定義による「生涯活躍のまち」の推進に向けて、取組を進める地方公共団体が抱える課題解決への機動的な支援や、取組を検討する地方公共団体への伴走型の支援等を効果的に実施するため、国・地方公共団体・民間企業などの多様な主体により構成される官民連携による中間支援組織や全国的な支援体制を構築する。

(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局)

- (i)「生涯活躍のまち」に関心を持つ地方公共団体職員や不動産、金融、商業、医療福祉など関連する専門知識を有する者を対象とした広域アドバイザー養成研修や各地で事業の担い手となるプロデューサー人材等の養成研修を行うとともに、都道府県における広域的な支援体制づくりを支援し、「生涯活躍のまち」の取組に未着手の地方公共団体の新たな掘り起こしを含めた取組支援を行う。

(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局)

- (j)取組の推進意向のある地方公共団体に対し、「生涯活躍のまち」推進に当たっての実務上の課題解決に向けて丁寧なアウトリーチ支援を行うとともに、「生涯活躍のまち」に関するWEBサイトの充実や関係団体との連携を通じて、優良事例や取組ノウハウ、課題解決に資する関係省庁の施策などの情報発信の強化を図る。

(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局)

■工程表

	2020 年度	2021 年度	2022～2024 年度
取組 内容	(制度の縦割りを超えた「ごちゃまぜ」コミュニティづくりの推進等)		
	(a)ガイドラインや推進計画に基づく新たな「生涯活躍のまち」の展開	ガイドライン等の見直し検討	更なる「生涯活躍のまち」の推進
	(b)新たな活躍推進型の就業モデルの確立	新たな活躍推進型の就業モデルの普及	
	(c)健康活躍モデルの確立	健康活躍モデルの普及	
	(d)障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画に基づく取組の推進	新たな基本計画の下、更なる取組の推進	
	(安定的な事業基盤の確立)		
	(e)中核的な法人に対する支援策の具体化及び支援	支援策の見直し検討	更なる官民連携の支援
	(e)資金調達、マネジメント人材確保、遊休資産の活用等について調査・研究	研究結果を踏まえた取組の推進	
	(f)各種福祉制度の活用推進		
	(コミュニティへのひとの流れづくり)		
	(g)東京圏等の人材と地域との交流を通じた地域課題の解決、官民連携によるプラットフォームの構築等具体的な仕組みの検討	プラットフォームを通じた東京圏等の人材と地域との交流を通じた地域課題の解決の促進	
	(新たな「生涯活躍のまち」推進に向けた支援体制の強化)		
	(h)多様な主体により構成される中間支援組織や全国的な支援体制の構築に向けた検討	中間支援組織や全国的な支援体制を通じた地方公共団体への機動的・伴走的支援の実施	
	(i)アドバイザーやプロデューサー人材の養成と広域的支援の実施		
(i)新たな「生涯活躍のまち」の観点を踏まえたアドバイザーやプロデューサー人材の養成方法等の検討	新たな「生涯活躍のまち」の観点を踏まえたアドバイザー養成手法の普及		
(j)アウトリーチ支援と関係省庁の施策の情報発信の強化			

iii 疾病予防や健康づくりの推進による地域の活性化（再掲 P88）

iv 官民連携による女性・高齢者等の新規就業の促進等

(国による支援と民間企業のノウハウの活用)

- (a) 支援対象者の掘り起こし（対象者の発見、就労意欲の喚起）、女性・高齢者等の働きやすさの観点からの中小企業等の職場環境改善支援、マッチングなどの一連の取組を官民連携のプラットフォームを形成し一体的かつ包括的に実施する都道府県の事業（女性・高齢者等新規就業支援事業）を支援する。その際、SNS 等を活用した無業者の掘り起こし、女性・高齢者等が働きやすい職場環境整備に向けた受入企業等の業務プロセスの見直し・切り出しなど、効果的な民間企業のノウハウの調査研究を行うとともに、その成果の横展開や活用を推進し、各地域の実情に応じた効果的な取組を実施する。

（内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣府地方創生推進事務局）

- (b) 就職氷河期世代の方々の活躍の場を広げるため、就職氷河期世代支援プログラム⁽¹⁴⁾に基づき、就労や社会参加などの支援に3年間で集中的に政府を挙げて取り組む。

（内閣官房就職氷河期世代支援推進室）

(市町村、関係省庁施策との密接な連携推進)

- (c) 未実施の都道府県への更なる普及促進を図り、無業者の掘り起こし等による就業促進を図るとともに、施策の効果を一層向上させる観点から、官民連携プラットフォームの枠組を最大限活用し、コワーキングスペースやサテライトオフィスの設置など市町村や企業における関連する取組の推進を図る。

（内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣府地方創生推進事務局）

- (d) 各都道府県が事業を推進する中で、関係する各省庁の補助金・助成金等の施策を活用し、効果を高める観点から、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部において各省庁と連携して各都道府県の事業と関連する情報を集約し、国から各都道府県に対して積極的な情報提供を行う。

（内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣府地方創生推進事務局）

(取組の横展開、好事例の見える化)

- (e) 先進的な取組を進める地方公共団体や専門的な知見を有する民間企業（人材会社、NPO 法人、ベンチャー企業等）が持つノウハウ等を収集・分析・整理し各都道府県に共有するとともに、本事業に関係する全国の官民組織が連携・交流・協議できる場を提供するなど一層の支援を行う。

（内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣府地方創生推進事務局）

⁽¹⁴⁾ 経済財政運営と改革の基本方針 2019（令和元年6月21日閣議決定）において取りまとめ。

■工程表

	2020 年度	2021 年度	2022～2024 年度
取組 内容	(a)(b)(c)都道府県が行う女性・高齢者等新規就業支援事業の普及・促進の支援等 (d)関係省庁の補助金・助成金等の情報提供		
	(e)先進的な地方公共団体や民間企業のノウハウ等を収集・分析・整理し地方公共団体に共有	実施状況を整理・分析し、官民連携によるノウハウの更なる普及	
	(e)全国の官民組織が連携・交流・協議できる場の提供		

v 地方就労・自立支援事業などを通じた活躍推進型就労の展開

(地方就労・自立支援事業)

- (a)「地方就労・自立支援事業」は、ひとり親家庭、若年無業者等の地方におけるワーク・ライフ・バランスのとれた就労・自立を支援する取組であり、主に農業分野において広がりつつあるが、本事業を更に推進するために、核となるパートナー企業に求められる機能等について調査・分析し、調査結果に基づくパートナー企業の機能の横展開を進めるとともに、生活困窮者自立支援などの福祉との連携、農業分野以外の分野への展開等による本事業の拡充について一層の支援を行う。

(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室)

(女性の活躍推進)

- (b)子育て世代の女性が働きながら安心して妊娠、出産し、仕事と育児を両立できるような職場環境の整備や改正女性活躍推進法の着実な施行に取り組み、女性の活躍を推進していく。

(厚生労働省雇用環境・均等局雇用機会均等課、職業生活両立課)

(高齢者の活躍推進)

- (c)高齢者の就職支援の強化や、シルバー人材センターを始めとした地域における多様な就業機会の確保の推進など、高齢者の雇用・就業環境の整備等に取り組んでいく。

(厚生労働省職業安定局高齢者雇用対策課)

(障害者の特性に応じた就労支援)

- (d)ハローワークにおける多様な障害特性に応じた就労支援や、身近な地域で就労面と生活面の一体的な相談支援を行う障害者就業・生活支援センターでの就労